

各 事 業 主 様
安全管理担当者様

粉じん作業特別教育の開催について（ご案内）

労働安全衛生法59条第3項による粉じん作業特別教育を下記内容により開催いたします。
岩石、鉱物若しくは金属を研磨や溶接、又は原料を混合、あるいは半製品又は製品を動力により仕上げする等の作業に関し、労働者が粉じんにさらされるおそれのある環境下で作業（特定粉じん作業）させる場合は、事業者は当該作業員に対し特別教育を実施するよう義務付けられています。粉じんを長い期間にわたって吸い込むと、肺の中に粉じんが蓄積されて、息切れや動悸などの健康障害を引き起こし、また、場合によってはじん肺という病気になってしまうこともあります。

ぜひ、この機会に是非受講に努められますことをお勧めします。

なお、お申し込みは別紙受講申込書と受講料を添えて当協会へお申し込み下さい。

記

1. 日 時 令和 8年 6月 10日（水）
受講時間 午前9時00分～午後4時50分
2. 会 場 鹿角地方職業能力開発協会（かづの商工会隣り）
3. 受 講 料 9,000円（テキスト代含む）
内テキスト代800円、税80円
受講料振込の場合 秋田銀行 花輪支店 普通646101
口座名義 鹿角職能協会（フルガナ）カズノシヨクノキョウカイ
4. 定 員 20名（定員になりしだい締切ります）
5. 持参するもの 印鑑、筆記用具、昼食
6. 申し込み 6月 1日（月）までに別紙受講申込書、受講料、写真（2.5cm×3.5cm）2枚を添えて申し込み下さい。
「雇用保険加入の方は雇用保険被保険者証の写しも添付」
7. 修 了 証 受講修了者には、法に基づく修了証
「粉じん作業特別教育修了証」が交付されます。
8. そ の 他 ・ 申込後の受講票は発行していませんので直接会場まで

申し込み・問い合わせ 〒018-5201 鹿角市花輪字柳田36

職業訓練法人 鹿角地方職業能力開発協会 電話 (23)4330